国不建技第６３号
令和８年８月１０日

建設業団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

令和８年熊本地震による災害の発生に伴う
建設リサイクル法上の特例措置等について

令和８年熊本地震による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第８５号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、８月７日付けで公布・施行された令和８年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和８年政令第２６０号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第１３１７号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第３条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第４条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いします。

記

１．解体工事業の登録の有効期間の延長について（権利利益保全法第３条関係）

特定被災地域（令和８年熊本地震に際し災害救助法（昭和２２年法律第１

受付
26.08.18
一般社団法人
日本電設工業協会

１８号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る建設リサイクル法第２１条第１項の規定に基づく解体工事業の登録（令和８年７月２８日から令和９年１月２６日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和８年７月２７日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和９年１月２７日に延長することとした。

なお、上記のほか、都道府県知事は、権利利益保全法第３条第３項の規定に基づき令和８年熊本地震の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和９年１月２７日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

２．変更等の届出について（権利利益保全法第４条関係）

令和８年熊本地震により、建設リサイクル法第２５条第１項及び第２７条第１項の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和８年７月２８日から令和８年１１月２６日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、令和８年１１月２７日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。